

グローバル・ガバナンス学会 ニュース・レター 第 10 号

Japan Association of Global Governance News Letter No. 10

2019-5-10

〈巻頭言〉

第 12 回研究大会に向けて

グローバル・ガバナンス学会会長

渡邊啓貴（帝京大学）

新学期を迎えて皆様お忙しい時期かと存じます。

グローバル・ガバナンス学会はこの 4 月から創立 8 年目を迎えました。

山本武彦会員（早稲田大学）、大矢根聡会員（同志社大学）が会長を務められた後を引き継ぎ、両会長の築かれた基礎の上に少しずつ本学会の安定化と活性化を図ってまいりました。幸い、本学会は自画自賛ではありますが、研究面だけでなく、運営面でもバランス感覚に優れた優秀な会員で構成されており、学会活動は会員各位の自発的な意思で自然に活性化しているように思われます。

それは会員数の拡大、学会誌の充実化、研究大会や理事会開催時に実施されている研究会の内容、また会員が積極的に公開企画として開催する時々のシンポジウムや外国人招待の企画などに表れています。理事をはじめとする会員各自が自発的にいろいろな提案をしていく中で学会活動が発展していることを大変うれしく思っている次第です。文字通り、ガバナンスの理念が生きている学会活動であるように思っています。新しい学会ではありますが、潜在力と活力のある学会であることを誇りにも思っています。

今回の大会では、新企画のポスター・セッションに高校生も参加します。BBM では若手研究者の教育現場での実情をみんなで考えていこうという趣旨の議論も企画されています。そうした中で共通論題では、リアリズムとの接点についても考えてみたいと思います。そのような趣旨のセッションにいたしました。

今後皆さんと一緒に本学会のますますの発展のために努力したいと思っています。今後ともご協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

第 12 回研究大会のご案内

この度は神戸大学のほうでお世話になることとなります。神戸大学（坂井一成大会実行委員長）には御礼を申し上げます。大会準備に際しては存外によくの方々の報告希望があり、またテーマも多岐にわたり、企画委員会ははじめ関係された皆様のご尽力により、充実した内容になっていると確信いたします。

今回は企画委員会（臼井陽一郎委員長）の提案で、BBM では広い意味でのグローバル・

ガバナンス研究・教育をめぐる現場での議論を行う企画を設けました。若手研究者の研究環境と教育の在り方について原点に戻って積極的な議論ができることと思います。若い研究者の育成を一つの大きな課題として掲げている本学会の重要な企画です。奮ってご参加ください。

また新機軸としてポスター・セッションを設けました。これは宮脇昇会員の尽力の賜物です。今回がその第一回目であるにもかかわらず、予想を超える数の応募がありました。またこの企画については高校生にも関心を持っていただきました。これまでの学会奨励賞に加えて、新しい賞を考えています。今後ともこのような広い対象を含む企画が多くの方々の関心を持たれるように心から期待する次第です。

共通論題は「グローバル・ガバナンス最前線---グローバル・ガバナンスとパワーポリティックスの再考」です。冷戦終結以後のグローバル・ガバナンス論の隆盛とその後の国際情勢の変容の中でグローバル・ガバナンスをめぐる議論も次の段階を迎えようとしているように思われます。今回は理論とケースの両方のアプローチから新しい潮流について考えてみたいと思います。

各セッションでは、それぞれの領域で第一線で活躍される方々にご登壇いただきます。充実した内容の議論が期待できることと存じます。

本学会の活動も少しずつ理解が広がっており、会員数も増えています。ひとりでも多くの皆さんに参加いただけますよう、またご関心のある向きにもお声をかけていただきますよう心から念じております。

<会長 渡邊啓貴>

第11回研究大会（東京外国語大学・府中キャンパス）報告

2018年5月12日（土）～13日（日）

* 報告者・討論者・司会者の皆様のご所属は第11回研究大会当時のものです。

5月12日（土）

部会1「リージョナリズムをめぐる課題（自由論題部会）」（10:00～12:00）

報告者：武田健（東海大学）

論題：「EU条約改正のために回避すべき国民投票—リスボン条約交渉の考察—」

報告者：河越真帆（神田外語大学）

論題：「パリ協定後の国際航空分野における排出量取引制度」

報告者：舒旻（早稲田大学）

論題：”Anticipating China’s Rise and the New Trend of Regionalism in East Asia”

討論者：坂井一成（神戸大学）

司会者：坂井一成（神戸大学）

部会1では、リージョナリズムを多角的に検討するべく、ヨーロッパに関する2つの報告とアジアに関する報告がなされた。

武田健会員（東海大学）は、「EU条約改正のために回避すべき国民投票—リスボン条約交渉の考察—」と題する報告において、欧州憲法条約がフランスとオランダの国民投票の否決で暗礁に乗り上げた後、これを焼き直したリスボン条約の批准過程において、フランス、オランダ、イギリス、デンマークの4国において国内での批准に否定的な声が増えつつなかで、EUとしての同調圧力のもとで各国の政府担当者がいかにして批准へと進めていったのかを実証的に検討した。

河越真帆会員（神田外語大学）の報告「パリ協定後の国際航空分野における排出量取引制度」では、京都議定書からパリ協定へと連なる条約を通じてグローバル・レベルで温暖化ガスの排出規制の制度化が進むなかで、EUの枠組みとして確立させてそのグローバルな普及を目指している国際航空分野における排出量取引制度が、グローバル・レベルでは採用に至らなかった過程に注目して、その背景要因を検証した。

最後に、舒旻会員（早稲田大学）は”Anticipating China’s Rise and the New Trend of Regionalism in East Asia”と題する報告において、アジアでのリージョナリズムの状況の変化について、アメリカのバランス戦略の変化、中国の台頭、日中の対立、ASEANの内部対立などを踏まえ、次第に「東アジア無きリージョナリズム」ないし「東アジアを超えたリージョナリズム」へと展開しているとの見解を示した。インドの台頭や広くアジア太平洋地域へと範囲を広げているリージョナリズムの意義が明らかにされた。

以上3つの報告に対し、坂井一成会員（神戸大学）から、3報告を通じて浮かび上がってきた論点として、リージョナリズムの内部のガバナンス及びその外部との関係におけるガバナンスの形成と機能についての比較検討を深化させる必要性、域内のガバナンス形成における個々のアクターの特殊性の意義、地域間関係（interregionalism）の観点（EUのinterregionalism戦略における中国やアジア諸国の位相）からのアプローチの可能性が指摘された。さらに共通する課題として、「地域益」の定義と決定過程の解明、他の地域（ないし国家アクターやグローバル・アクター）との利害のバッティングがある際に、どのような調整が行われるのかについての分析の精緻化が必要との指摘がなされた。

（文責：坂井一成）

部会2 「国際社会における規範の再検討」（10:00～12:00）

報告者：軽部恵子（桃山学院大学）

論題：「国家が人権規範を受容する過程—国連女性差別撤廃条約と日本の国内適用に関する事例研究—」

報告者：竹内雅俊（東洋学園大学）

論題：「国内裁判所を通じた規範のグローバル化の様態」

報告者：本多美樹（法政大学）

論題：「国際秩序の安定化のための平和構築活動を考える—価値規範の共有をめぐる多様なアクターの関与と調整に着目して—」

討論者：廣野美和（立命館大学）

司会者：宮下大夢（早稲田大学）

部会2「国際社会における規範の再検討」では、国際社会における規範の役割を国際法と国際政治の双方の視点から検討した。とりわけ、国際社会に存在する法的拘束力を持たない価値規範が、国内社会に与える影響に焦点が当てられた。

まず軽部恵子会員は、国際社会の人権規範を国家が受容する過程について、国連女性差別撤廃条約を事例に検討した。そして、日本の女性差別撤廃が進まない要因として、長時間労働、非正規雇用の増大、強固なジェンダー役割分担意識、政治的エンパワーメントの不足があることを指摘した。また、これらの問題を解決するためには学術分野間の協力が必要であるとの見解を示した。

次に竹内雅俊会員は、国内裁判所が外国裁判所の判例や解釈基準を参照する事例、すなわち司法のグローバル化（transjudicial communication）という現象について、アメリカ国内の言説の展開に焦点を当てて検討した。そして、司法のグローバル化の妥当性に関して、地域偏差の存在や米国の孤立主義といった課題を指摘した上で、規範のグローバル化が国際裁

判所と国内裁判所の双方を中心に展開することを論じた。

最後に本多美樹会員は、平和構築活動に関与する様々な行為主体（アクター）間で価値規範を共有することの難しさと可能性について検討した。そして、国際社会、当該政府、市民社会といったアクターの間で価値規範の共有の認識についての差異があることを提示した上で、法や価値規範の共有が各アクターにとって「利益」になると認識されるような仕組みづくりが必要であることなどを論じた。

討論者の廣野美和会員からは3つの報告に共通する論点と個別の論点が幾つか提示され、各報告者からの回答がなされた。とりわけ重要な論点として、①様々なアクターが、国際規範の在り方そのものが疑われるような解釈をしていく問題をどう捉えるか、②西洋リベリズムが凋落していく現状においてそれぞれの報告はどう位置づけられるのかといった3つの報告に共通する大きな論点が提起された。

また、フロアの大矢根聡会員からは、①規範が共有されたというのであれば、なぜ、どの程度共有されているのか、②規範の逆流現象（バックラッシュ）を抑制した成功例はあるのかといった2つの問題提起がなされた。

（文責：宮下大夢）

部会 3. Process and Prospects of OSCE for Regional Governance (13:00-15:00)

報告者・論題：

Ambassador Jan Plešinger (OSCE) “Historical Role of OSCE and CSCE in Regional Governance: Challenges in the Past, Present and Future”

Noboru Miyawaki (Ritsumeikan University) “Why does Mongolia Need the OSCE?”

Masataka Tamai (Tohoku University of Community Service and Science) “Un' Protected Minority and OSCE: The Myth of HCNM and its Limitation”

討論者： Gen Kikkawa (Hiroshima Peace Institute, Hiroshima City University)

司会者： Motoko Shuto (University of Tsukuba)

部会3では、OSCEが安全保障分野の地域ガバナンスにどのような役割を果たしてきたか、また近年ユーラシアで新たな事態が展開するなかで、どのような問題に直面しているかについて、報告と討論が行われた。

まず、招聘報告者であるヤン・プレシinger大使（OSCE文書館長）は、OSCEが欧州のさまざまな地域機構と組織的連携を進めてきたが、近年ウクライナ問題等をめぐり、OSCE内に「地政学への回帰」傾向があり、それはOSCEの協調的安全保障モデルへの挑戦になっていると指摘した。しかし、OSCEは監視団派遣等を通して、地域ガバナンスに重要な役割を果たしていると論じた。

宮脇昇会員は、協調的安全保障の原則を提示したのち、2012年にOSCEに加盟したモンゴルは、2000年から新しい安全保障対話を検討し始め、2008年に中央アジア・東北アジア安全保障会議を主宰した際、ウランバートルを「新しいヘルシンキ」と位置付けたことを指摘した。そして、このウランバートル対話はアジアの協調的安全保障の要件を備えており、新しいタイプの「フィンランド化」に抗することができるかと論じた。

玉井雅隆会員は、OSCEプロセスの顕著な成果の一つは少数民族高等弁務官(HCNM)制度であり、HCNMは欧州評議会等と共に少数民族保護レジームを構築してきたと指摘した。一方で、それらのレジームでは政府間合意で保護が保証されている「国家ベースの少数民族(“National” minorities)」のみが対象とされ、それ以外の少数民族保護の問題は現在のレジームの限界を露呈していることを、ロマ人の事例を中心に論じた。

討論者の吉川元氏からは、3つの報告に対してそれぞれ、CSCE/OSCEの制度化の動機はDemocratic Peace論から論じることが可能か、ウランバートル対話を外交的に成功させるにはどうしたらよいのか、また、少数者保護レジームの議論に関して、国際保護レジームに民族代表を持たない「国家なき少数民族」がその保護を期待できないのは制度的・構造的な問題ではないのかとの指摘があった。

次に、フロアからは、OSCEモデルはアジアの協調的安全保障にどの程度適応可能なのか、それにどの程度の常設機構化が要件になると考えるか、CSCEの初期プロセスにおいて、ソ連の反体制派と西欧のNGOが人権分野で連携していたことに大きな意義があるのではないか、OSCEの活動においてアクターとしての市民社会の役割をどう評価するか等の質問が出された。これらのコメントや質問に対して、3名の報告者が順次回答した。本部会は、3名の報告がOSCEのガバナンスの課題をそれぞれ異なる観点から論じたのち、討論者やフロアからの確かな質問を得て、全体として収斂性があり、充実した内容の部会であった。

(文責：首藤もと子)

共通論題 1.ユーラシアの変動とグローバル・ガバナンス構築 (15:10-18:00 市民公開セッション)

基調講演

Mike Mochizuki, George Washington University

“The Evolving US-Japan-China Strategic Triangle: Implications for Regional Security Order”

米国の対中関与政策は失敗した、現状修正主義国家中国に対抗するために「自由で開かれたインド・太平洋」を促進すべきだ、「非自由主義的中国」は米国主導のリベラルなルール中心の秩序を覆そうとしている、という見方が台頭してきており、朝鮮半島の非核化が実現しても、東アジアは大国間競争の場であり続けるだろうという見解が、ワシントンで広く共

有されている。こう前置きをしたうえで、モチズキ教授は、そうした見方とは異なる議論を展開した。

本講演でモチズキ教授は、中国は海洋ガバナンス・レジームと海洋安全保障秩序に対するリビジョニスト国家として行動しているとする見方に対して、そのいずれも「定着したものではなく」(not fixed)、形成途上にあるということを踏まえるならば、現状維持国家と修正主義国家という二項対立的な見方はミスリーディングだと主張、それゆえ今後の課題は米中日その他すべての関係諸国が対話と協力を通じて海洋ガバナンス・レジームを発展、改革、深化させ、より効果的なものにしていくことが必要だと論じた。

以上の立論のもと、モチズキ教授は海洋ガバナンスと海洋安全保障秩序の現状は、「複雑かつまとまりのない」ものだとの観点から、問題点や論点を明快に整理した。

まず、国連海洋法 (UNCLOS) は、米国中心に形成されたブレトン・ウッズ体制や米国と戦勝国によって創設された国連とは異なり、多国間の合意形成過程の産物で、先進国と途上国、海洋国家と沿岸国家、核保有国と非核保有国との対立が存在する中で、利害の均衡を図ろうとしたものであり、全体をパッケージとして受容する必要があると論じた。具体的には、海洋の自由、主権、「人類共通の遺産」の3つの原則間に存在する緊張関係に注目し、米、日、中3国のUNCLOSに関する立場について詳述した。次に、ガバナンスと秩序にかかわる諸相について、海洋における軍事活動の規制、越境的な海洋安全保障の諸問題、領土主権や排他的経済水域 (EEZ) の境界問題、海洋資源へのアクセスと管理の問題に関する現状を、歴史的経緯を踏まえながらも、詳しく考察した。

そのうえで、海洋ガバナンス・レジームと海洋安全保障秩序の課題と将来展望について、およそ以下のようにまとめた。(1) 世界最大の海軍力を有する米国が海洋安全保障を公共財と考える傾向と中国の海軍力の強化がもたらす挑戦、(2) 国家主権及び「人類共通の遺産」に関する国際的責任をめぐる見解の相違において、国家が相対的利得を追求する傾向、(3) 影響力に限界はあるが、エピステミック・コミュニティと非国家的アクターの果たす役割への注目、(4) 大国間の対立と「協調的安全保障秩序」のいずれが強まるかは、防衛的リアリズムにもとづき適当なバランスを通じた均衡、協調的安全保障規範、そして共有されたリーダーシップを実現できるかどうか、その取り組みにおける米、日、中の役割が極めて重要だと論じた。

(文責：菅英輝)。

共通論題パネル

報告者：山本武彦 (早稲田大学)

論題：「ユーラシア地戦略の相克とグローバル・ガバナンス—connectography との関連で」

報告者：浅野亮 (同志社大学)

論題：「『一帯一路』が目指すユーラシアの秩序—『中華秩序』への路程？」

討論者：Mike Mochizuki (Georgetown University)

司会者兼討論者：渡邊啓貴(東京外国語大学)

基調講演を踏まえて、山本武彦（早稲田大学）と浅野亮（同志社大学）両会員から報告があった。両会員の報告があった。山本会員は地政学的発想からの指摘を行い、浅野会員は中国の歴史伝統的な戦略アプローチを踏まえた今日の中国の地域政策の見方への考察が提示した。いずれもこれまでにあまりない視角からの指摘であり、公開講座であったので一般学生参加を含む 250 名の聴衆から様々な質問があり、活発な議論が行われた。基調講演の司会者の菅英輝会員からの全体の枠組みを示すコメントや、渡邊啓貴会員のグローバルな視野からの東アジア安全保障における日本の相対的立ち位置についての指摘もあった。

(文責：渡邊啓貴)

2018 年 5 月 13 日（日）

部会 4 「ヨーロッパ東方のフロンティア」(9:30-11:30)

報告者：石井雅浩（一橋大学院法学研究科博士後期課程）

論題：「EU エネルギー同盟とグローバル・エネルギー・ガバナンス」

報告者：山上亜沙美（立命館大学大学院政策科学研究科降機博士課程）

論題：「EU の近隣諸国政策における人権—対ウクライナ政策を事例に」

報告者：Maria Shagina（JSPS Doctoral Fellow, Ritsumeikan University）

論題：“Japan’s sanction against Russia: implication for the US and EU sanctions unity”

司会兼討論者：東野篤子（筑波大学人文社会系准教授）

本部会では、3 本の報告が行われた。

石井報告では、グローバルなエネルギー・ガバナンスが断片化しているという現状において、EU のエネルギー同盟の対外政策がいかなるかたちでそれに対処しようとしているのかについて、EU のマルチ・レベル・ガバナンスの枠組みを用いて分析を試みた。これに対し、討論者およびフロアからは、マルチ・レベル・ガバナンスを用いてこの研究課題に取り組むことに対する妥当性をめぐる質問が複数出された。また、EU のエネルギー同盟をエネルギーの観点からのみ狭くとらえるのではなく、EU 域内政治とヨーロッパ国際政治の文脈から適切に位置付ける必要があるとの指摘等もなされた。

続いて山上報告では、EU の欧州近隣諸国政策（ENP）の概要を紹介したうえで、EU の対ウクライナ政策における人権の扱いの変遷を明らかにしようとした。討論者からは、ENP およびその一部である東方パートナーシップ（EaP）に関する先行研究および EU の人権政策に関する先行研究をより詳細に踏まえたうえで、今回の報告の立ち位置を明らかにすることの重要性が指摘された。またフロアからは、国際法の観点から本テーマを適切に位置付ける必要性、西ウクライナと東ウクライナのそれぞれの地域に対する EU の評価を整理する

必要性、OSCE との比較の観点から、様々な質問が寄せられた。

最後に、Shagina 報告では、ロシアによるクリミア併合への対応として日本が実施した対ロシア経済制裁に関し、同じく米国と EU に同調する形で制裁を実施したカナダやオーストラリアと比較しながら概要を紹介した。そのうえで、日本による制裁内容の不十分さや、制裁を実施したアクターおよび（中国などの）重要周辺諸国等に対するシグナルがどのようなものであったのかについて整理された。討論者およびフロアからは、日本による対ロシア経済制裁というテーマに関し、まだ十分に研究が進んでいないことから、本報告の貢献を評価する声があった一方、二次的制裁の実施や日本の意図に関する様々な解釈の余地等に関して多くの質問が寄せられた。

日曜日の朝一番のパネルではあったが、20 人前後の出席者を得て、活発な討論が行われた。本パネルで報告された各テーマに対する高い関心を伺わせるものとなった。

（文責：東野篤子）

部会 5 「保護する責任」の概念のフロンティアの拡大（9:30~11:30）

報告者：政所大輔（神戸大学）

論題：「日本の国連外交と規範の内面化—保護する責任を事例に」

報告者：秋山肇（日本学術振興会・国際基督教大学）

論題：「非国家主体による無国籍の予防規範の推進—歴史的視点から」

報告者：中山裕美（東京外国語大学）

論題：「難民ガバナンスにおける『保護する責任』の実践—国家・市民社会の関係から」

討論者：小松志朗（山梨大学）

司会者兼討論者：畠山京子（関西外国語大学）

部会 5 では、「保護する責任」概念の検討を中心に、国際規範に関する幅広い考察がおこなわれた。政所大輔会員は、日本の外交実務家の役割に焦点をあてながら日本が「保護する責任」規範を内面化するようになった要因を論じ、同時期に混在する他の規範との競合状態に目を向ける事が重要であると論じた。秋山肇会員は、万国国際法協会と国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が無国籍予防規範の推進において果たした役割を考察し、人権規範とつながりが深い無国籍予防規範が、実は、国家の管理体制の強化に貢献するのではないかとの批判的考察を示した。中山裕美会員は、ヨルダンとバングラデシュのシリア難民の受け入れ状況を比較して、NGO が効率よく難民支援を遂行することができる条件を考察した。

続いて討論者の小松志朗会員は、グローバリゼーションが深化した近年では、難民や紛争など様々な地球規模の課題が持ち上がり非国家主体の重要性が高まっているように見えるが、実は「主権国家アクター」の復活が起こっていると論じ、三報告ともグローバル・ガバナンスを論じながらも「国家」に視点を向けている点を指摘した。政所報告については、小

松会員と畠山京子会員は、「保護する規範」の内面化というリサーチクエスションの妥当性や利益と内面化の関連性を指摘した。秋山報告に対しては、主要国際機関である UNHCR を非国家主体として扱うことや、「国」際秩序強化批判の妥当性について疑問を呈した。中山報告には、ヨルダンとバングラデシュの難民受入れ状況に関する質問をした。その後、フロアを交えて分析手法や枠組みに関する活発かつ充実した議論が交わされた。2時間があったという間に過ぎた大変有益なセッションであった。

(文責：畠山京子)

共通論題 2: 「ユーラシアの制度構築をめぐる考察」(14:00-16:00 市民公開セッション)

報告者：蓮見雄 (立教大学)

論題：「欧州近隣政策 (ENP) の波及と課題」

報告者：平川幸子 (早稲田大学)

論題：「中国イニシアティブの発展過程—SCO と CICA の事例」

報告者：湯浅剛 (広島市立大学)

論題：「ロシア主導地域統合プロセスの制度的展開」

討論者：松井康浩 (九州大学)

討論者：福田耕治 (早稲田大学)

司会者：大矢根聡 (同志社大学)

共通論題 2 「ユーラシアの制度構築をめぐる考察」では、共通論題 1 に続いて、ユーラシアをめぐる近年の国際関係の解明を目指した。その際、地域制度のあり方に照準を合わせ、それを主導する EU と中国、ロシアの政策とせめぎ合いを検討した。

まず、蓮見会員は EU の政策について、欧州近隣政策 (ENP) とその後の東方パートナーシップ (EaP) に着目し、その推移を検証して、リベラルな構想の行き過ぎに伴う問題性と、近年の変化を明確化した。すなわち ENP は元来、リベラルな秩序の拡張を想定し、経済的利益を提示しながら民主主義や法の支配などの規範を対外的に説得したが、同時に旧ソ連諸国などの国内事情や対ロシア関係に留意し、戦略的「曖昧性」を備えた複合的構造をなしていた。しかし、EU の東方拡大の成功などを背景に、後者の側面が縮減し、続く EaP もその趨勢を反映していたという。ところが、ユーロ危機やグルジア紛争を通じて、EU の経済的・規範的な吸引力が減退し、2015 年に EaP を再検討した際には、曖昧性を再確認するに至ったという構図とその背景を、報告者は提示した。

平川会員は、中国の対応に照準を合わせ、上海協力機構とアジア相互協力信頼醸成措置会議をめぐる方針の転換を強調した。中国は当初、双方の地域制度に受動的に参加したものの、習近平政権の一带一路構想のもとに両制度の位置を再定義し、アジア安全保障観という新たな概念を掲げて、主導的役割を演じるようになったとした。また平川会員は、中国が双方の地域制度の統合を企図し、アメリカのプレゼンスの低いユーラシアで新たな国際秩序の

構築を進めている様相を指摘し、その要因を分析した。

湯浅会員が目に向けたのはロシアの動向であり、地域制度として集合安全保障条約（CSTO）とユーラシア経済同盟（EAEU）を事例として検討した。その際、双方の地域制度について、加盟各国の利害が複雑に錯綜するプロセスを指摘し、ロシア主導の地域統合に対する制度内の重層構造を示した。また、CSTO が地域的な集団防衛を、EAEU は経済的自由化を目的とし、必然的に後者の制度化の方が進んでいるものの、加盟各国が主権を移譲する度合は限られていると論じた。さらに、ロシアと中国の進める制度間の関係は未確定で、ロシアは中国とは領域の異なる広域的連携を想定していると指摘した。

討論者の松井康浩会員と福田耕治会員は、それぞれ理論と歴史の観点を加えて各報告を立体的に検討した。松井会員は、特にソフトバランスの観点からユーラシアの地域制度を説明する意義を強調した。また福田会員は、ロシアの対応に関する歴史的経緯に言及しながら、ヨーロッパからの制度構築を論じた。討論者の指摘と質問に対して、各報告者が興味深い事実関係を交えつつ適切に解答し、複雑な地域制度の状況とその背景に潜む力学が浮き彫りになった。最後に司会者が、ユーラシアにおける制度は協調の装置にとどまらず、現状変更を含む政策の手段になっている点、従来型の原理・理念に基づく制度化を否定し、実際的に経済的・政治的実態の方向づけを志向する、いわば「反制度の制度」になっている点を指摘した。本セッションは市民講座として開催され、多くの会員とともに多数の市民や学生も参加し、先端的な問題を扱いながらも、広範な関心を示す場となった。

（文責：大矢根聡）

理事会議事録

第 24 回理事会 議事録

日時：2017 年 10 月 14 日（土）15:00

場所：早稲田大学 22 号館 601 教室

出席者：会長、副会長 2 名、顧問 1 名、理事 8 名

委任欠席：理事 4 名、幹事 1 名 欠席：1 名

【審議事項】

1. 新入会員承認の件

審議の結果、新たに会員 4 名の入会が承認された。また、会員 1 名の退会が承認された。

2. 創設 5 周年記念事業奨励賞の件

担当理事から、①選考委員長による選考委員の選定と理事会承認、②委員による選考作業、③受賞作への理事会承認、④2018 年度研究大会での表彰式の開催、のプロセスを進めていく旨、提案があり承認された。また、40 歳を超える応募者 3 名についても、学位取得年を考慮して選考対象とすることが承認された。

3. 第 11 回研究大会の件

2018 年 5 月 12 日・13 日の開催予定。候補大学の担当者間で最終調整する。

4. 次期理事体制選出の件

担当理事から、理事選出規定に則った形で、①推薦委員の確定、②各推薦委員がそれぞれ候補者を推薦、③3 月の理事会までに理事候補者推薦委員会を開催し、最終候補を選出、④5 月の理事会・総会で最終決定、という経過に関する提案があり、確認、承認された。

5. 学会口座の件

事務局長より、現在の学会口座の年度内閉鎖、新口座開設について提案があり承認された。

6. 学会誌について

会長より、『グローバル・ガバナンス』第 4 号の出版については、予算面の事情を考慮したいとの旨、提案があった。

7. 次回理事会について

第 25 回理事会は 12 月 2 日（土）早稲田大学にて開催、第 26 回理事会は 3 月 17 日（土）に関西地区の大学で行うことが決定した。理事会当日に研究会も実施予定。

【報告事項】

1. 各委員より報告

委員会の仕事に関して各理事より報告があった。

2. その他

英文 HP 開設に向けて、広報・国際交流担当理事が次回、提案予定である・

第 25 回理事会 議事録

日時：2017 年 12 月 2 日（土）15：00 より

場所：早稲田大学 22 号館 818 会議室

出席者：会長、副会長 2 名、監事 1 名、理事 7 名

委任欠席：顧問 2 名、監事 1 名、理事 4 名

【審議事項】

1. 新入会員承認の件

事務局長より新入会員 4 名の入会希望が紹介され、審議の結果、承認された。

2. 第 11 回研究大会の件

2018 年 5 月 12, 13 日東京外国語大学で開催予定。企画担当より進行・企画内容につき原案が示された。時間割は第 10 回大会を基本的に踏襲する。会長より共通論題についての方向性が示され議論を行った。具体的なプログラムは公募終了後に改めて検討していく。

自由論題、部会セッションの公募要領と改訂版応募用紙が提案され了承された。

3. 創設 5 周年記事業奨励賞の件

審査委員長の依頼により、対象作品と審査基準についての再確認を行った。全該当作品に対する厳正な審査は、今後は審査委員会に委ねられる。

4. 学会ウェブサイトの件

担当理事より、リンクページ設置や facebook の活用に関して基本方針案が提案された。英語版 HP 制作については国際交流担当理事から近く原案が示される予定。

【報告事項】

1. 各委員より報告

会計：会費納入状況の報告。今後未納者への連絡を積極的に行う。

編集：学会誌 4 号の編集状況の報告。年内に掲載原稿が出そろい予定。

国際交流担当：前回の理事会後に開催された共催、後援イベントについて報告。

学会制度整備：若手中心のポスター・セッションの設置を検討中。

5 周年記念事業委員会：記念叢書は間もなく刊行。寄付金事業の用途について具体的検討を開始する。

副会長：叢書出版イベントと研究会、理事会の同日開催を検討。

その他、総括、渉外などについては 3 月理事会で具体的進展を報告予定。

* 次回理事会は、第 26 回理事会は 3 月 17 日（土）に関西地区の大学で開催。

研究会も同日実施予定。

第 26 回理事会 議事録

日時：2018 年 3 月 17 日（土）16：00 より

場所：同志社大学志高館 SK119

出席者：顧問 2 名、理事 11 名、事務局幹事 2 名

委任欠席：監事 2 名、理事 4 名

【審議事項】

1. 新入会員承認の件

新入会員 6 名の紹介があり審議の結果、承認された。

2. 第 11 回研究大会の件

企画について担当理事より開催案内の配布資料に基づき、研究大会の内容が説明され、プログラムの調整がなされた。共通論題と BBM は市民講座として一般公開とすることが確認された。研究大会のアナウンスは郵送ではなくメール等で先に送信することが承認された。

3. 創設 5 周年記念事業の件

担当理事より、寄付金について、受付を今月で終了し、寄付金の使用用途は、①記念叢書の会員への贈呈、②奨励賞の審査費、などに充当する予定であることが報告され、承認された。奨励賞は審査員の最終審査会を開催し、次期理事会で承認予定である。

4. 次期理事選出の件

現理事会体制は交代時期が変則的であったため実務上のスケジュールのずれも残ることから、特例での延長案も出されたが、次回理事会までの検討課題とする。

【報告事項】

1. 各委員より報告

本年度の会計状況（会計）、学会誌 4 号の進捗状況（編集）、他学会との情報共有状況（広報）、研究大会での交流部会、及び英文 HP 作成（国際交流）、若手研究会やポスター・セッション開催（学会制度整備）、学術会議登録の情報収集（渉外）、研究大会の総括（副会長）について報告がなされた。

2. その他

次回理事会は、4 月 22 日（日）10:30～東京地区で開催予定である。

第 27 回理事会 議事録

日時：2018 年 4 月 22 日 10 時 30 分より

場所：早稲田大学 22 号館 8F 会議室

出席：顧問 1 名、監事 1 名、理事 9 名

委任欠席：顧問 1 名、監事 1 名、理事 6 名

【審議事項】

1. 新入会員承認の件

新入会員希望者 3 名が紹介され、審議の結果、了承された。

2. 5 周年記念奨励賞審査結果の件

審査委員長より、最終候補作に対し、①グローバル・ガバナンスの分析視角の反映、②奨励賞の趣旨、の観点から審査を行い、以下、書籍 2 点、論文 1 点の計 3 点を受賞作とする結果が示され、承認された。

①渡邊理絵『日本とドイツの気候エネルギー政策転換—パラダイム転換のメカニズム』有信堂高文社、2015.

②本多倫彬『平和構築の模索—「自衛隊 PKO 派遣」の挑戦と帰結』内外出版、2017

③渡邊智明「比較環境政治の視点から見る転換期—アメリカ・ドイツの廃棄物/リサイクル政策を事例に」『法政研究』82 巻 2-3 号 (2015)

3. 次期理事体制の件

理事選出規約に則り推薦委員が理事候補者リストを作成した結果、最終的に 23 名の理事候補者の名前が推薦された。総括担当より、理事人数について現会則上は 15 名となっているが、「15 名程度」に変更した方がよいとの見解が示され、総会で会則変更を提案したい旨、発言があった。

4. 会計の件

会計担当理事より、2017 年度の収支決算に関して、新口座への移行に伴う決算形式変更の提案があり了承された。

【報告事項】

学会誌 4 号の発行の報告（編集担当）、5 月研究大会についての準備状況（大会実行委員長）、名簿管理と共有方法（会計・事務局長）が報告された。事務局長より、5 周年記念叢書の無料配布、優待割引の応募状況が報告され、配送を開始する旨、報告された。

*次回理事会は、5 月 11 日（金）に行う予定である。

第 28 回理事会 議事録

日時：2018 年 5 月 12 日（土）18：00 より

場所：東京外国語大学研究講義棟 401-3

出席：顧問 1 名、監事 1 名、理事 12 名、事務局幹事 2 名

委任欠席：顧問 1 名、監事 1 名、理事 3 名

【審議事項】

1. 新入会員の件

新入会員2名の紹介があり、審議の結果承認された。

2. 会計の件

会計担当理事より2018年度予算案および会計決算書が共有され、審議の結果承認された。

3. 会則変更の件

会長より、会則のうち理事の定員数に関する規定を変更した方が良いとの意見が出されていることが報告された。学会制度整備担当より、他学会の経験も踏まえて会則改正は慎重に行う必要があるとの指摘があり、定員数に関する規定の変更については、新体制下で継続審議をお願いすることを決定した。

4. 総会の件

事務局長より総会の審議事項と報告事項の説明があり、審議の結果承認された。総会では監事より直接承認の報告をすることが決定された。総会では学会奨励賞受賞者への表彰を行うことが決定した。

5. 次期理事体制の件

会長より会長再任と23名の理事候補者から15名を選定したことが説明され、承認された。総括担当理事より、現行の運営規則に沿って選出委員会による理事候補者を27回理事会(4月)で提案した経緯の説明がなされた。

6. その他

第29回理事会 議事録

日時：2018年10月7日(日)15時00分より17時00分

場所：東京外国語大学本郷サテライト8階会議室

出席：理事13名、監事2名、顧問2名、事務局幹事1名

欠席：理事2名(議長委任)、顧問1名

【審議事項】

1. 入会申請者の件

事務局長より新入会員希望者6名の報告があり、審議の結果、了承された。

2. 退会申請者の件

事務局長より退会申請者1名の報告があり、審議の結果、了承された。

3. 第12回研究大会の日時・会場案について

会長より、2019年5月11日(土)、12日(日)に神戸大学(六甲台地区)にて開催することが提案され、了承された。

4. 次回理事会の日程について

2018年12月22日(土)15時から名古屋大学で開催することが決定された。第29回理事会と同様、理事会前に研究会(13時から14時50分)を開催することも併せて提案され、了承された。研究会の発表者は次回から、公募することが決定された。

5. 第12回研究大会の企画について

企画担当から次の点が提案された。次回研究大会の構成について、今年度の研究大会と同じ構成を踏襲することで提案があり、了承された。各セッション2名以上の報告者1名以上の登壇者および司会という前年度のフォーマットに則って準備していることが報告された。公募については、12月22日までに締切を設定し、理事とメール審議で相談したうえで22日の次回理事会で討議し、それ以外の部会は理事で話し合うことが提案され、了承された。BBMについては、若手中心の企画を踏襲する一方で、若手が研究のみならず教育や研究者としてどうしていくのか、英語による成果発信などについて情報交換する内容とすることが提案され、了承された。発表者の人選については、企画委員会で検討し、事務局と事前に調整することで了承された。

【報告事項】

1. 各委員会からの報告

会計旧口座の閉鎖および新口座への移行、会費納入状況、来年度研究大会、学会誌編集、ニュース・レター等々につき担当理事から報告がなされた。

2. その他

会長より、科研費基盤Bプロジェクト採択の報告があった。

3. 次回理事会は、2018年12月22日(土)15時から名古屋大学で開催。理事会前に研究会(13時から14時50分)を開催予定。

第30回理事会 議事録

日時：2018年12月22日(土)15時00分より17時00分

場所：名古屋大学東山キャンパス全学教育棟北棟215

出席：理事13名、監事2名、顧問3名、第12回研究大会実行委員長1名、事務局幹事1名

欠席：理事2名(無記名、理事委任)

【審議事項】

1. 入会申請者

事務局長より新入会員希望者11名の報告があり、審議の結果、了承された。

2. 退会申請者

事務局長より退会申請者1名の報告があり、審議の結果、了承された。

3. 海外研究者招聘

事務局長より、ミランダ・シュラーズ氏講演会・懇話会について、1月12日(土)に南

山大学で日本語による講演会、翌13日（日）に名古屋大学で英語による懇話会を開催することが説明され、承認された。

4. 第12回研究大会の概要案

企画担当理事から第12回研究大会の概要案の提案があり、司会や討論者など一部の未定部分を除き、自由論題および部会を中心に了承した。共通論題については、先生方から寄せられたテーマ案を基に、渡邊会長を中心に新年1月末までをめどにまとめる方針を確認した。また、学部生・修士課程院生を対象にしたポスター・セッションの試行案が学会制度整備担当理事から提示され、今後検討していくことになった。

5. 次回理事会の日程

4月13日(土)15:00から同志社大学で開催することが承認された（研究会は開催しない）。

6. 理事定数に関する学会会則および理事選出規定の改正

学会制度整備担当理事から標記改正案が提示された。主旨は、15名とされる理事を「15名程度」に変更することが柱。今後、審議していく方針を確認した。

【報告事項】

1. 各委員会からの報告

副会長、会計、編集、ニュース・レター等につき担当理事から報告がなされた。

(事務局)

新入会員の紹介

河越真帆氏、木村友彦氏、岡本次郎氏、阿部和美氏、竹内雅俊氏、秋山肇氏、大和裕美子氏、小山淑子氏、石井雅浩氏、Maria Shagina氏、シュウミン氏、廣野美和氏、山上亜沙美氏、増永真氏、湯浅剛氏、佐藤隆伸氏、福田智洋氏、山口祐香氏、羽場久美子氏、野添雅義氏、川畑東陽氏、杉田弘毅氏、藤木剛康氏、小林主茂氏、劉宏毅氏、宇野原将貴氏、樋口恵佳氏、小林綾子氏、中村長史氏、藤井広重氏、山本章子氏、西川由紀子氏、古賀真希氏、山崎周氏、高橋亜友子氏、澤田寛人氏

(事務局)

研究最前線

ヨーロッパのマイノリティ保護・統合政策を考える 山川卓（立命館大学）

筆者はこれまで、主にクロアチアをフィールドとしながらヨーロッパにおけるマイノリティ保護政策を研究してきた。現在は、ヨーロッパ全体におけるロマ統合政策の形成過程と、その前提としてのロマ運動の展開を研究している。

2019年の初旬には『マイノリティ保護のクロアチア政治史：ネイション化とヨーロッパ化の弁証法』（晃洋書房）の刊行を予定している。同書では、ユーゴスラヴィアから独立したクロアチアが、1990年の体制転換から2013年のEU加盟に至るまでに実施してきたマイノリティ政策の論理を、基本法、難民帰還、ロマ保護をめぐる政治過程から分析している。一方では体制転換・独立・紛争に伴って、当時のクロアチア政府は「クロアチア・ネイション」のための国民国家形成を進め、他方で一貫してヨーロッパへ統合への参加を第一の課題とし続けてきた。その過程でマイノリティは、クロアチア・ネイションとは異なる位相の権利を付与される人々とされながら、諸欧州国際組織が要求する水準を満たす保護制度の構築によって包摂される人々として規定された。結果としてヨーロッパ統合への参加過程は、マイノリティ保護の論理をクロアチア・ナショナリズムに回収することを裏付ける過程となった。クロアチアでのネイション化とヨーロッパ化は相互に排除しあう過程ではなく、補強しあう過程であったことを同書では論じている。現在のヨーロッパにおける、統合に対する「反動」の根を探るための一助となる議論を提供できたと考える。

また、1990年代以降のヨーロッパで課題とされてきたロマ統合政策について、「ロマ包摂の十年（2005-2015）に関する一考察」（『立命館国際研究』30-3, 2018）で論じた。同論文では、中東欧諸国を対象として実施された国際イニシアティブが、「西」と「東」、EU既加盟国と加盟候補国のロマ統合政策を分断するものであり、さらには統合の対象とされるロマの政策決定への参加回路を限定するものであったことを明らかにした。

マイノリティとして位置づけられる人々は、主体化／対象化される過程で、既存の政治・社会制度における公正の限界を浮き彫りにする。裏を返せば、マイノリティの意志を反映する回路の追求が統治の正統性を強化する。その意味でマイノリティ保護・統合政策は、マイノリティとされる人々の意志を反映する過程と合わせて分析する必要がある。今のところは、旧ユーゴスラヴィアでのロマ運動について "Romani Movement in Socialist Yugoslavia" (*Ritsumeikan Journal of International Relations and Area Studies*, 48-1, 2018) で論じている。同論文では、1960年代のロマ運動が自主管理社会主義の理念と社会設計に沿って展開されたことを論じた。今後は、国際的なロマ運動の主導者でもあった旧ユーゴのロマ活動家の理念が、1990年代以降のロマ統合政策とどう結びつき、乖離したのかを探っていきたい。

ミランダ・シュラーズ教授講演会報告

グローバル・ガバナンス学会では国際交流事業の一環として、2019年1月12日(土)、13日(日)にミランダ・シュラーズ(Miranda Schreurs) ミュンヘン工科大学バイエルン公共政策研究科環境気候政策教授を招聘して講演会を開催した。

1. 講演会「ドイツの気候変動政策」

まず12日には南山大学で同大学アジア・太平洋研究センターとの共催で、一般公開で「ドイツの気候変動政策」と題する講演会を日本語で行い、南山・名古屋両大学の学生・院生も含め60名の参加者があった。

シュラーズ教授はまずともに2015年に採択された国連の持続可能な開発目標(SDGs)やパリ協定、EUの気候変動やエネルギー政策や再生可能エネルギーをめぐる現状を紹介した後、ドイツの気候変動政策について以下のようなお話をされた。ドイツでは原子力法改正に伴い2022年までに原子力発電所の停止を決め、すでに停止が進められている。従来は4つの電力会社による電力供給であったが、再生可能エネルギーへの関心の高まりの中で新会社の設立が進み、現在は約300社ある。その一方で、再生可能エネルギーの割合が高まる一方で、石炭の利用が減らない現実がある。また各地域独自のエネルギー政策の導入も進んでいる。ヨーロッパ各地でのポピュリズムの台頭は懸念材料である。なぜならばポピュリストは気候変動をはじめ地球環境政策についてネガティブだからである。

この後質疑応答に移ったが、フランスからの電力輸入をめぐる状況(通説とは違い、フランスからの輸入はごく短期であり、またドイツを通して東欧諸国に向けたものであるものも多いこと)、再生可能エネルギーが引き起こしうる問題点、各政党の政策の違いなどに関する質問が出た。

2. 懇談会「持続可能な開発をめぐるグローバル・ガバナンス」

13日は「持続可能な開発をめぐるグローバル・ガバナンス」と題し、グローバル・ガバナンス学会員を中心とした英語での懇談会を、名古屋大学にて同大学グローバルメディア研究センターと共催で開催した。

やはりシュラーズ教授の基調講演からスタートした。SDGs採択後、飢餓人口の減少、大気汚染による死者の減少などのポジティブな状況と、気候変動と関連した危機の増加、人口爆発、Not in my backyard運動の増加、地球規模の不平等の拡大などネガティブな動向もある。ポジティブな変革をもたらすにはどうしたらよいだろうか。まずは、世代間、世代内、種間(inter-species)、異文化間のジャスティスが必要である。また人々に希望を与えるビジョンが提供されること、政治家に市民の関心を理解させること、ナイーブにならずにポジティブ

ブになることも欠かせない。また参加型でインクルーシブな新しいガバナンスの形も重要である。人々や地域が持つ知恵の活用や、人々がオーナーシップと公平感を持てるような新しい政策決定プロセスを含む。また環境にかかわる新しいパラダイムやフレーミングも必要である。

質疑応答では、ポピュリズムと not in my backyards 運動との関連、エネルギー問題をより人々に身近に感じさせる方策についての質問が出された。

(文責：高柳彰夫)

ミランダ・シュラーズ教授プロフィール

メリーランド大学教授、ベルリン自由大学教授・環境政策研究所所長を経て2016年より現在ミュンヘン工科大学バイエルン公共政策研究科環境気候政策教授。欧州環境・持続可能性評議会 (EEAC) 副会長。2011年3月よりメルケル政権に原発廃止を提言した「安全なエネルギー供給に関する倫理委員会」委員、2008年から2016年までドイツ政府「原子力・再生エネルギー政策諮問委員会」委員、「環境問題専門家委員会 (SRU)」委員などを務める。

日本語訳が出ている著書に『地球環境問題の比較政治学：日本・ドイツ・アメリカ』（岩波書店、2007年）、『ドイツは脱原発を選んだ（岩波ブックレット818）』（岩波書店、2011）

[編集後記]

ニュース・レター第10号を会員の皆様にお届けいたします。ご執筆いただいた皆様に厚くお礼申し上げます。

足立研幾会員よりニュース・レター担当理事を引継ぎを受けながら、私自身の不慣れ、一部の原稿についてのハプニング、また私自身の本務校での予期せぬことなどによりニュース・レターの発行が大変遅くなり会員の皆様、とりわけ早くに原稿をご執筆いただいた方々に大変ご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。

1月に開催されたミランダ・シュラーズ教授講演会を含め、昨年の大会から丸一年の学会の動きをご紹介することになりました。

なお、私の本務校での役職等の事情もあり、次号では2名体制で編集を行う方向です。年1回の大会開催となり、ニュース・レターの年間発行回数や、複数回発行の場合はどのような情報を掲載するのかについて、会員の皆様のご意見がありましたら、是非ご連絡くださいますようお願いいたします。

(高柳彰夫)